

いじめ防止等対策専用ホームページ構築等業務委託 仕様書（案）

1. 目的

本市ホームページでいじめ防止等に関する情報を公開しているが、階層構造の複雑化により情報が探しにくい、機能上の制約により情報発信の自由度が低いなどの課題（「2. 情報発信における課題」参照）がある。

本業務はこうした課題解決を図り、学校、児童生徒をはじめ、保護者や地域住民、関係団体等へ効果的に情報を発信し、社会全体でいじめの防止に取り組む意識の醸成を図るため、誰もが「探しやすい」「見やすい」「わかりやすい」専用のホームページを構築することを目的とする。

2. 情報発信における課題

「4. 業務内容」に掲げる業務に取り組むにあたり、以下の課題解決を図るために有効な手段を講じること。

(1) いじめに関する情報を求める方が、必要とする情報を探しにくい。

- ・ 情報の羅列とならないように、1 ページの情報量に配慮するとともに、階層構造をわかりやすくする必要がある。
- ・ いじめに関する情報が市と教育委員会に分散している（別添階層図を参照）ため、新ホームページから必要な情報に迷わず到達できるように体系的に情報を整理する必要がある。
- ・ 市と教育委員会それぞれに相談窓口が存在するため、自身の悩みに応じた相談先がどこなのかわかりやすく発信する必要がある。

(2) 情報の発信が効果的とはいえない

- ・ 文章による情報量が多すぎるため、児童生徒やいじめへの関心が高くない方でも興味をもって閲覧できる工夫が必要となる。
- ・ 子供向け、大人向け、地域向けなど、閲覧者の属性に応じた内容に整理し、ニーズに応じた情報を効果的に発信する必要がある。
- ・ 学校、関係団体、地域の取組みの紹介等、市民が関心を持てる内容を充実する必要がある。

3. 基本方針

(1) 新ホームページ構築にあたっての総合提案

- ・ 現行のホームページの課題に対する改善策、デザイン及び編集テンプレートの作成、コンテンツ・マネジメント・システム（以下、CMS）の導入、操作マニュアルの作成など、新ホームページの作成に伴う総合的な提案を行うこと。
- ・ 下記①～⑥は最低限掲載が必要と考えているものであるが、いじめ等対策に効果的なコンテンツについて、本業務の費用の範囲内で積極的に提案すること

- ① いじめ対策推進室の施策・取組み
- ② 教育委員会の施策・取組みへのリンク
- ③ いじめに関する相談窓口の案内
- ④ 閲覧者の属性（子供、保護者、一般等）に応じた、いじめ防止・対策に資する情報
- ⑤ 広報・啓発情報
- ⑥ 学校や関係団体等の取組み
- ⑦ その他効果的な提案

- ・ 新ホームページ作成後における、いじめ対策推進室が管理している既存の市ホームページの取扱いについても、情報発信の専門的立場から有効な提案を行うこと。（完全に新ホームページに情報を移行する、一部コンテンツは残す、等）

(2) 留意点

- ・ いじめ対策推進室が発信している情報は新ホームページに転載可能。
- ・ 教育委員会が発信している情報は、リンク貼付けは可能だが直接内容を転載することはできない。ただし、当室で新たに記事を作成し、教育委員会と調整することで類似の内容を掲載できる可能性があるため、それを前提とした提案も可とする。
- ・ ホームページ上で氏名、メールアドレス等、個人情報の収集を伴う提案は不可とする。
- ・ 教育委員会の公開情報と重複する内容など、掲載にあたって検討・調整が必要となる場合があるため、提案が必ず採用されるものではない。

(3) マルチデバイス対応

スマートフォンやタブレット端末を含めたあらゆるデバイスに応じて、ホームページが最適化され、操作しやすい仕組み・デザインを構築すること。

（動作環境）

ブラウザ：Internet Explorer 11 以上、Edge、Chome、Safari（構築時点で最新のもの）

(4) ユーザビリティ・アクセシビリティ

- ・ 利用者の誰もが、目的の情報にわかりやすく到達できるサイト構成・デザイン・レイアウト・カテゴリ分けに配慮すること。
- ・ 仙台市ホームページアクセシビリティガイドラインに従い、JIS X 8341-3:2016 の要件を可能な限り満たし、総務省が公開している「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」の要件の準拠に努めること。

(5) CMS の導入

作成後は本市で更新を行うことを想定し、ホームページ編集の専門的知識を持たない職員でも編集が可能な CMS の導入とマニュアルを作成すること。

4. 業務内容

(1) 仙台市いじめ対策ホームページの構築

- ・ 基本方針を踏まえ、いじめ対策・防止等に関するホームページを構築すること。なお、企画・構成、デザイン等は、プロポーザル契約での提案をもとに、本市と十分協議を行ったうえで決定する。

- ・ 本業務の遂行に際し、本市が関係団体から企画内容について意見を聴取した際は、それを踏まえて構成等を検討するなど、市民ニーズの把握と効果的な企画に対応すること。
- ・ コンテンツの内容に応じてイラスト等を交える等、閲覧者が読み進めやすい構成に配慮すること。
- ・ デザインを作成する上で必要な画像、アイコン等はすべて受託者が用意すること。また、使用する著作物については、適切に著作権の管理がされていること。なお、掲載記事の元となる原稿、写真は原則として仙台市が電子データで提供する。
- ・ 統一したデザインでかつ容易にコンテンツの作成・編集等を行うことができるテンプレートの設計・開発を行うこと。

(2) CMS の導入

- ・ コンテンツの作成、更新等の運用に使用する CMS を導入し、Web サイトの作成に詳しくない担当課職員でも、簡単な操作によってページを作成できる仕組みとすること。
- ・ 公開・削除日時指定、公開に関する承認等をシステムで行う環境を整備すること。
- ・ 導入する CMS は、受託者に限らず他の者が運用・保守を引き継ぐことを可能にすること。
- ・ 委託者の作業用 PC は Microsoft Windows 10 とし、Internet Explorer 11 以上、Microsoft Edge (IE モード) の Web ブラウザで利用できること。また、Web ブラウザのバージョンアップにも対応できること。
- ・ 編集機能はテキストの編集のほか、PDF、Word、Excel 等のファイル添付や、静止画、動画、Google Map 等の埋め込みに対応すること。

(3) CMS 操作マニュアルの作成

- ・ 担当職員向けに CMS 操作方法に関する「CMS 操作マニュアル」を作成すること。
- ・ 上記マニュアルの作成にあたっては、委託者とマニュアルの構成及び内容について十分に協議を行うこと。
- ・ 上記マニュアルは CMS パッケージに標準で付随するものではなく、本市における運用の事情や要望を反映し、平易な言葉を使用して一連の操作方法を解説すること。
- ・ 上記マニュアルは、PDF 及び Word 形式で納入し、CMS からも参照できるようにすること。

(4) Web サイトの保守運用

- ・ ホームページの構築にあたっては、新たにドメインを入手するとともに、サーバーを手配し、これに要する経費も本業務の委託料に含まれるものとする。また、ドメイン、サーバーのアカウント情報は委託者に提供すること。
- ・ サーバーの移転が必要となった際は、同じドメイン名を継続して利用できるように必要な対応を行うこと。なお、受託者の都合でサーバーを移転する際は、移行、移転にかかる手続き及びデータ移転作業は受託者が行うこと。
- ・ 委託契約期間内において、Web サイトの保守運用を行うこと。なお、保守範囲は情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び委託者からの質問対応とする。
- ・ Web サーバーの定期的な保守点検およびバックアップを実施すること。
- ・ Web サーバー、CMS サーバー及び各種ネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境は、レンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、委託者の庁舎にサーバー

機器等を配置しないこと。

- ・ 使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐこと。
- ・ 本業務で提供される CMS サービスへのアクセスは、一般インターネット回線を使用することとし、ID、パスワード認証でログインを行えるようにすること。パスワード認証は、アルファベットの大文字・小文字、数字を組み合わせた最低 12 桁の設定に対応すること。
- ・ HTTPS による安全な通信を確保することとし、これに伴い生じる SSL 証明書の発行の費用は本業務の委託料に含まれるものとする。
- ・ 障害発見時には迅速に本市担当者へ連絡を行い、障害への対応について調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。

(5) 成果物等の納品

＜着手時＞ 契約締結から 2 週間以内

- ・ プロジェクト計画書
本仕様書に基づき、プロジェクトの目的、実施体制、スケジュール等プロジェクト全体の計画
- ・ その他、契約書に定める書類

＜業務完了時＞ 令和 4 年 3 月 31 日まで

- ・ 上記 (1) から (4) までの業務実績を取りまとめた完了報告書及びコンテンツデータを、A4 縦の紙媒体及び電子データで 1 部納品すること。
- ・ 完了報告書には、ホームページの階層構造図を添付すること。

5. 委託料の支払及び減額

- ・ 支払い回数及び支払い時期は、受託候補者と別途協議を行う。
- ・ 業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

6. 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

7. 瑕疵担保責任

- ・ 本業務の運用開始後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。
- ・ 当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

8. 著作権の取扱い

- ・ 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- ・ 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

9. その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時本市に提出すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 本業務は日本語版のみの制作である。
- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。